コクヨ株式会社 グローバルワークプレイス事業本部

木材合法性証明 デューデリジェンスシステム マニュアル (家具版 Ver 1.6)

2025年11月1日

1. はじめに

コクヨグループは、2011年に「木材調達基本方針」を制定し、持続可能な森林資源を原料とすることを明確にしました。コクヨグループは創業時より紙をはじめとした森林由来資源を活用して事業を展開・発展してきました。我々は、地球温暖化の抑制や生物多様性など森林の果たしてきた役割を認識し、資材の調達に関して合法性・透明性・持続可能性に配慮しながら、今後も森林資源との調和ある発展を目指します。

コクヨグループ木材調達基本方針

当社グループは、以下の方針に基づく森林由来資源の調達を推進するとともに、その継続的改善に努めます。

- 1. 木材貿易における違法伐採・違法取引問題を認識した、より透明性の高い資材の調達
- 2. 森林資源の持続的利用のための、より適切なサプライチェーンからの資材の調達
- 3. 地域における森林の社会的な価値・役割の認識に基づく、その維持・保全に配慮した 資材の調達

※以上コクヨHPより

https://www.kokuyo.co.jp/sustainability/environment/nature/

コクヨグループ紙・木材調達基準を制定しました

2024年4月に「コクヨグループ紙・木材調達基準」を策定し、この基準を満たす紙・木材の調達をしていきます。これまで以上に、サプライチェーン上のすべての人々の安全や人権に配慮した持続可能な調達を推進していきます。

コクヨグループ紙・木材調達基準

コクヨの事業は、紙製品や木材など、自然の恵みに大きく依存しています。紙も木材も再生可能な原料であるので、適切に管理された紙と木材を使用すれば、コクヨの事業は持続可能です。けれども、それを供給する自然が適切に保全されなければ、コクヨの事業も持続することはできません。このことを強く意識し、私たちは事業の基盤である生態系や生物多様性をしっかりと保全あるいは強化しながら、そしてサプライチェーン上で関わる全ての人々の安全と人権に配慮しながら、持続可能な調達を行います。

- 1. 紙・木材ともに、原則として国際的に信頼される認証原材料(※)を優先して使用します。
- 2. やむを得ない理由により認証原材料が使用できない場合には、以下の項目を確認できる合法な紙製品及び木材を使用します。
 - (1) 最上流の生産地まで確実にトレースバックできること
 - (2) 生産国の法令等を遵守していることを証明する書類が入手できること
 - (3) 絶滅が危惧される種ではないこと
 - (4) 自然生態系に悪影響を与えていないこと
 - (5) 地域の環境や社会に悪影響を与えていないこと
- 3. 再生された原料である場合には、市中からリサイクルされた合法な再生紙・リサイク ル材のみを使用します。
- 4. 上記の条件に該当する原材料の割合を常にモニタリングいたします。2030年までには 以上に該当する原材料の割合を 100%にすることを目指します。
- 5. 認証原材料であってもその持続可能性に疑義が生じた場合には、基準に合致していることが確認できるまで、いったん調達を中止する場合があります。

上記の調達基準は紙・木材について適用いたしますが、それ以外の原材料についてもこれ に準じた調達を行い、将来的には個別に調達基準を設けます。

※現在のところ認証制度としては FSC®、PEFC があります。

2. 目的

・本マニュアルは、コクヨ株式会社グローバルワークプレイス事業本部(以下、コクヨGWP)が木材・木材製品を調達するに際し、違法に伐採された木材及び前記木材が使用された製品を調達するリスクを最小化することを目的とする。

3. 品質システム・管理

3.1 担当部署・責任者

本マニュアルに則りデューデリジェンス(DD)を実行する担当部署および管理責任者 担当部署: コクヨ GWP ものづくり生産本部 戦略統括室 統括グループ (環境チーム) 管理責任者: 統括グループ グループリーダー

3. 2 記録管理

- ・DDにおいて生成・入手した記録を残す。
- ・記録は電子データまたは紙媒体による。
- ・記録は最低5年間保持する。
- 記録文書の例

サステナブル調達方針同意書

紙・木材サプライチェーンチェックシート

森林認証証書

業界団体による事業者認定書

合法性証明書(出荷証明書、納品書等含む)

分別管理および文書管理の行動規範

現地確認チェックシート

3. 3 教育訓練

- ・関連する法律の改正・施行が行なわれた場合、木材調達基本方針に変更があった場合、 DDシステムに変更があった場合など、管理責任者の判断により教育訓練を実施する。
- ・コクヨGWP従業員、サプライヤーを対象とする。
- ・研修記録はISO規定に則り保管する。

4. 木材調達におけるデューデリジェンス (DD)

本マニュアルにおいて、違法木材調達のリスクを最小化する為のDDについて定める。

4. 1 DDプロセス

DDにおいては、以下のプロセスを踏む。

- (1) 一段階前のサプライヤーから合法性証明書を得る
- (2) 少なくとも三段階前までのサプライヤーに対する情報収集
- (3) リスクアセスメント

(4) リスク緩和措置

(1)~(4)のプロセスは、年1回実施する。

新製品開発時および木材調達に影響のある仕様変更時において(1)~(4)を実施する。

4. 2 DDの対象範囲

コクヨ総合カタログ [ファニチャー編] 掲載品であって、以下のいずれにも該当するもの グリーン購入法におけるオフィス家具等の特定調達品目 クリーンウッド法における家具等の対象製品

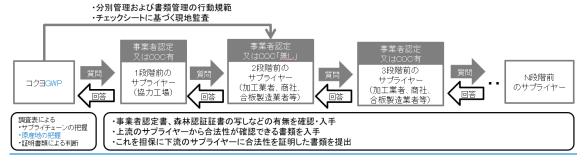
4. 3 木材・木材製品の合法性証明スキーム

木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月林野 庁)で例示される下記 3 つの証明手法を基にした証明方法、およびこれらを組み合わせた証明方法によりスキームを形成する

https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/pdf/2-4sikumi02.pdf

- (1) 森林認証制度及びСоС認証制度を活用した証明方法
- (2) 森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法
- (3) 個別企業等の独自の取組による証明方法

木材・木材製品の合法性証明スキームの例



【調査項目】

サプライチェーン:事業者名、業種(加工、製造、商社、輸入、製材、伐採など)

原産地・地区:木材の原産国・地域・地区 等

材種:無垢材、合板、積層材、集成材、突板、パーティクルボード、MDF など

樹種:木材の主な樹種、チップの場合は原材料 等

重量:樹種別の年間使用量

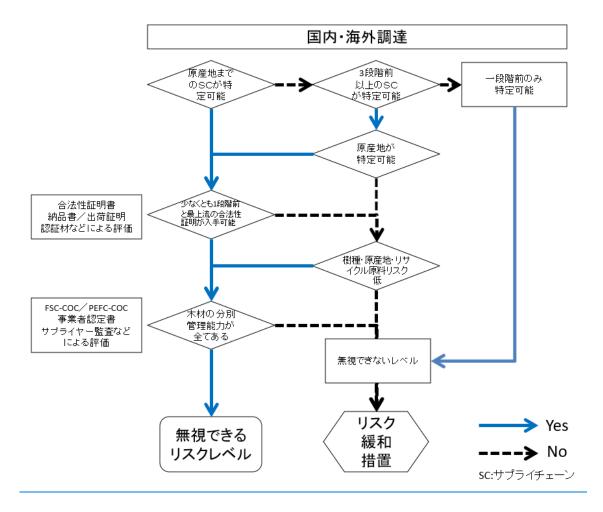
4. 4 DDシステムの維持管理

- ・DDシステムの取組み結果について定期的にホームページ等で公表する
- ・DDシステムの有効性を評価するため、内部監査または第三者による監査を受ける
- ・DDシステムの維持、見直し、改正を年に一度行う

5. リスクアセスメント

サプライチェーンの複雑さ、材料の合法性担保、およびサプライヤーの分別管理能力の項

目を中心にリスクアセスメントを行う。



6. リスク緩和措置

リスクアセスメントにより、リスクレベルが無視できないと判断した場合、以下の措置を 行う。なお、どの措置を選択するかはリスクの程度や種別、商取引の実情、実現可能性な どの要素を総合的に鑑み判断する。

- (1) 追加情報、証明書類の取得の要請
- (2) リスクレベルが無視できる材料・製品、サプライヤーへの変更
- (3) コクヨGWPによるサプライヤーの監査
- (4) グリーン購入法における特定調達品目に該当する場合は、「適合外」とする

【関連文書】

- ・JOIFA グリーン購入法の手引き
- ・ JOIFA 「グリーン購入法」Q&A・ JOIFA クリーンウッド法の手引き
- ・一般社団法人 全国木材組合連合会 合法木材ハンドブック
- ・合法木材ナビ https://www.goho-wood.jp/
- ・クリーンウッドナビ http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html

改正履歴

作成年月日	版	改訂内容
2019/04/01		運用版作成
2019/11/01	1.0	公開版 Ver1.0 作成
2020/09/11	1.1	コクヨ HP リンク先を修正
2021/10/01	1.2	実運用に則して名称等を変更
2022/10/01	1.3	リンク先 URL の見直し、誤記修正等
2023/10/01	1.4	部門名の見直し
2024/10/01	1.5	紙・木材調達基準策定に伴い、関連個所を修正
2025/11/01	1.6	部門名の見直し、紙・木材調達基準実運用に伴う
		修正